

平成26年9月4日

各 位

会 社 名 株式会社アジェット
(旧社名 株式会社YAMATO)
(コード番号：7853 東証マザーズ)
(URL <http://www.agetj.com>)
代 表 者 代表取締役社長 早間 央
問合せ先 執行役員 大田義治
電話番号 03-4577-8701

**第三者割当による新株式（金銭出資およびデット・エクイティ・スワップ）および
第7回新株予約権の発行ならびにその他の関係会社および主要株主の異動に関するお知らせ**

当社は、平成26年9月4日開催の当社取締役会において、第三者割当による新株式（金銭出資およびデット・エクイティ・スワップ）（以下、「本新株式」といいます。）および第7回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行（以下、「本件第三者割当」といいます。）に関して、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。本新株式の発行および本新株予約権の発行は、それぞれ平成26年9月29日開催予定の当社臨時株主総会（以下、「本件株主総会」といいます。）において承認（特別決議）されること、および、金融商品取引法による届出の効力が発生していることを条件としております。

なお、新株式発行価額の総額500,520千円のうち200,520千円については、株式会社りく・マネジメント・パートナーズ（所在地：東京都港区西新橋1-1-15 代表取締役：萩原明。以下、「RMP社」といいます。）が当社に対して有する債権を現物出資する方法により行います（デット・エクイティ・スワップ。以下、「DES」といいます。）。

また、本新株式発行によるその他の関係会社および主要株主の異動が生じる見込みですので、併せてお知らせいたします。

記

I 第三者割当による新株式発行および本新株予約権発行

1. 募集の概要

(1) 本新株式

(1) 払 込 期 間	平成26年9月29日から同月30日
(2) 発 行 新 株 式 数	当社普通株式 16,684,000 株
(3) 発 行 価 額	1株につき30円
(4) 調 達 資 金 の 額	金 500,520,000 円 上記金額のうち200,520,000円を現物出資（DES）の 払込方法によるものであります。 （差引手取概算額：275,900,000円）
(5) 募 集 また は 割 当 方 法 （割当予定先）	第三者割当の方法により、株式を割り当てます。 ①RMP社 6,684,000株（DES） ②セノーテ4号投資事業有限責任組合 6,600,000株

	③一般社団法人都市再生支援機構 3,400,000株 合計16,684,000株
(6) 現物出資財産の内容および価額	RMP社が当社に対して有する金銭債権の元本額196,824,598円、これに対する利息2,711,477円、および平成26年7月1日から同年9月3日までの遅延損害金4,585,513円の合計204,121,588円のうち200,520,000円（同人に対する割当株式数6,684,000株の全て）
(7) その他投資判断上重要または必要な事項	本新株式の発行については、本件株主総会（平成26年9月29日開催予定）において第三者割当による本新株式の発行に関する議案が承認されること、および、金融商品取引法による届出の効力が発生していることを条件とします。

(2) 本新株予約権

(1) 割 当 日	平成26年9月30日
(2) 払 込 期 間	平成26年9月30日
(2) 新株予約権の総数	70,000個（新株予約権数1個当たり100株）
(3) 発 行 価 額	総額 7,000,000円（新株予約権1個当たり100円）
(4) 当該発行による潜在株式数	7,000,000株
(5) 調達資金の額	217,000,000円（差引手取概算額211,100,000円） （新株予約権による発行調達額 : 7,000,000円） （新株予約権の行使による調達額 : 210,000,000円）
(6) 行 使 価 格	新株予約権1個につき100円（1株当たり1円）
(7) 募集または割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法による。 ①セノーテ4号投資事業有限責任組合 44,000個 ②一般社団法人都市再生支援機構 16,000個 ③加賀美郷 10,000個
(8) その他投資判断上重要または必要な事項	本新株予約権の発行については、本件株主総会（平成26年9月29日開催予定）において第三者割当による本新株予約権の発行に関する議案が承認されること、および、金融商品取引法による届出の効力が発生していることを条件とします。

2. 募集の目的および理由

(1) 継続した営業損失の計上と債務超過による継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況の存在

当社グループは、平成24年9月期の連結会計年度において子会社株式の譲渡による231,092千円の特別利益等を計上した結果、平成23年9月期第3四半期から発生しておりました債務超過は解消されました。しかし、その後も継続的に営業損失および営業キャッシュフローのマイナスを計上しており、平成25年9月期においても営業損失209,641千円、当期純損失207,306千円および営業キャッシュフローのマイナス197,588千円を計上しております。この結果、平成25年5月13日に第三者割当による新株式32,000株（発行価額の総額38,400千円）の発行を行ったものの、平成25年9月期末において再び146,495千円の債務超過となっております。また、平成26年9月期第3四半期連結結果計期間においても営業損失125,209千円を計上しており、その結果、平成26年9月期第3四半期末において310,257千円の債務超過となっております。当該状況により、継続

企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

このような状況で、当社は、平成26年7月14日開催の取締役会決議により第三者割当による新株式の発行および新株予約権の発行を決定したものの、同月22日付「第三者割当による新株式および新株予約権発行の中止、役員の変動、その他の関係会社の異動の中止に関するお知らせならびに資金の借入の未実施による子会社発行の新株予約権付社債の買入償還の未完了に関して」でお知らせいたしましたように、同月22日には割当予定先からの入金が困難であるとして当該発行を中止することを決議することとなりました。当社は、その後も、債権者に対する借入金の返済方法、債務超過の解消および上場維持基準である当社グループの連結売上高を1億円以上とする方策を検討してまいりました。

(2) 当社グループに関する上場廃止等のリスク

このような経営状態の中、当社グループが直近抱えている重大なリスクは以下のとおりです。

(a) 平成26年9月期末までに債務超過状態を解消しない場合における上場廃止リスク

当社は平成25年12月25日付「債務超過の猶予期間入りに関するお知らせ」でお知らせしたとおり、平成25年9月期末において債務超過の状態となったことから、株式会社東京証券取引所が定める有価証券上場規程第603条第1項第3号（債務超過）に該当するため、現在猶予期間中であります。平成26年9月期末においても債務超過状態であった場合、平成26年9月期に係る有価証券報告書の提出後に、当社株式が上場廃止となるリスクがあります。なお、平成26年9月期第3四半期末において310,257千円の債務超過となっております。

(b) 借入金に係る期限の利益の喪失

当社は平成26年9月3日時点で、RMP社、戸田泉氏および横田行夫氏に対して約338,739千円の債務残高があり、そのうち約308,723千円（下記（4）（a）の借入金一覧表の①～⑤、⑦～⑩に記載の債権）の債務につき返済期日である平成26年6月30日を徒過したことから期限の利益を喪失している状態にありました。

(c) 平成26年9月期の連結売上高が1億円を下回った場合における上場廃止リスク

当社グループの業績が、業績予想を下回っておりますが、平成26年9月期の連結売上高が1億円を下回った場合、株式会社東京証券取引所が定める有価証券上場規程第603条第1項第4号（売上高）に抵触し、上場廃止となる可能性があります。

なお、平成26年8月13日付「通期連結業績予想値の修正及び営業外費用の計上に関するお知らせ」でお知らせしましたように、通期連結業績予想値の売上高は110,000千円となっております。これは、平成26年7月30日付「子会社の代表取締役の異動、商号変更および新規事業開始のお知らせ」でお知らせしましたように、当社の資金支援元でありますRMP社の協力のもと、RMP社の100%子会社である吉見建設株式会社（以下、「吉見建設」といいます。）（東京都練馬区貫井4-47-50：代表取締役 内野秀樹）が手掛ける太陽光パネルの小規模分譲型ソーラーに関する、設備機器販売および設置工事の請負を主とした事業を開始することとなり、平成26年9月期の連結売上高を1億円以上とすべく事業の強化を図っております。

(d) 連結子会社である株式会社デザート・ラボが当社連結グループ維持から除外されるリスク

現在、当社の連結子会社である株式会社デザート・ラボ（以下、「デザート・ラボ」といいます。）の発行済株式数は500株（議決権数は500個）ですが、同社が発行した下記の第1回無担保新株予約権付社債に付された新株予約権は、平成25年10月1日より行使可能な状態にあり、仮に当該新株予約権が行使された場合のデザート・ラボの発行済株式数は4,500株（議決権数は4,500個）となります。その場合には、当社のデザート・ラボに対する議決権割合が11.11%となり、デザート・ラボは当社の連結対象から除外されることとなります。その結果、当社グループの連結ベースでの売上高等が減少し、上記(c)の平成26年9月期の連結売上高が1億円を下回り上場廃止となるリスクが高まることとなります。

なお、当該新株予約権付社債の概要は以下のとおりです。

(1) 社債の名称	株式会社デザート・ラボ 第1回無担保新株予約権付社債
(2) 発行総額	40,000千円
(3) 社債の金額および数量	金40,000千円の1種1枚
(4) 利率	年利率 5.0%
(5) 発行価額	40,000千円
(6) 償還金額	額面40,000千円につき金40,000千円
(7) 償還期限	平成28年3月31日
(8) 行使価格	1株当たり10,000円
(9) 行使期間	平成25年10月1日～平成28年3月30日
(10) 割当先および割当金額	RPM社に金40,000千円

なお、当該新株予約権付社債を平成26年9月30日に買入消却した場合の元利合計金額は、約42,745千円となります。

(3) 本件第三者割当に至る経緯

以上のことを踏まえ、当社グループは、債務超過を解消することおよび連結売上高1億円以上とすることにより上場廃止を回避することと、収益基盤を確立し、財務体質の改善を図ることが最大の課題と考え、昨年末から早期に財務基盤の強化を図るために、社内外の人脈を通じて、資金調達および既存事業の強化や新規事業の創出による収益力向上を実現できる方法を模索してまいりました。

しかしながら、平成26年7月14日付「第三者割当により発行される新株式（金銭出資およびデット・エクイティ・スワップ）および第7回新株予約権の発行並びに主要株主である筆頭株主の異動、その他の関係会社の異動に関するお知らせ」および平成26年7月22日付「第三者割当による新株式および新株予約権発行の中止、役員の変動、その他の関係会社の異動の中止に関するお知らせならびに資金の借入の未実施による子会社発行の新株予約権付社債の買入償還の未完了に関して」でお知らせいたしましたとおり、前回の第三者割当につきましては、中止となる結果でありました。

その後、改めて、数社の出資者候補との面談を重ねる中で、当社取締役兼RMP社代表取締役である萩原明氏と面識のあった株式会社レナトゥスパートナーズ代表取締役大矢寛興氏から紹介を受けた、かえでキャピタルマネジメント株式会社（東京都千代田区永田町二丁目13番10号：代表取締役 山下章太）と協議させていただきました。

株式会社レナトゥスパートナーズ代表取締役大矢寛興氏は、萩原明氏と前職であるSMBC日興証券株式会社（旧 日興証券株式会社グループ）時代からの交流があったことなどから、RMP社にも買収案件を紹介いただいた関係であり、RMP社が当社に関与した段階から、当社へ新規事業の紹介をいただいております。今回の第三者割当増資についても、投資家を紹介していただきました。

また、株式会社レナトゥスパートナーズと、かえでキャピタルマネジメント株式会社の関係につきましては、資本的關係、人的關係等はなく、株式会社レナトゥスパートナーズがかえでキャピタルマネジメント株式会社に対し投資案件を紹介する等、大矢氏と山下氏が旧知の關係であるとのことです。当社は、平成26年3月末頃より、資本政策および新たなスポンサー先の紹介を大矢氏に依頼し、平成26年4月中旬にかえでキャピタルマネジメント株式会社の代表取締役である山下氏を紹介され、山下氏からは当社の増資を純投資目的で引き受ける旨の提案をいただきました。しかし、当時は、当社が経営にも関与し主体的に新規事業を開始する新たな事業支援スポンサーを探していたため、投資先としては一旦お断りした経緯があります。

しかし、前回の第三者割当の中止以来、まずは債務超過解消のための投資家を時間のない中で探す必要が生じたことから、再度大矢氏を通じて山下氏に平成26年7月28日にお声掛けさせてい

ただいたところ、当社の事業および現況についてご理解いただき、一般社団法人都市再生支援機構は本新株式および本新株予約権を引き受けていただくことになりました。

なお、一般社団法人都市再生支援機構は、代表者であります山下氏個人が全額出資する一般社団法人であります。一般社団法人都市再生支援機構は、山下氏によれば、山下氏個人の資金を投資する法人として設立されたとのことであり、同機構は、従来、債権・有価証券等の買取を中心とした投資を行っており、有価証券投資の一環として、今回の第三者割当増資について、山下氏個人ではなく、一般社団法人都市再生支援機構により行うことしたとのことです。

一般社団法人都市再生支援機構の投資目的は、純投資であることから当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がなく、可能な限り市場動向に配慮しながら売却を行っていくと伺っております。

また、セノーテキャピタル株式会社は、平成26年7月22日付「第三者割当による新株および新株予約権の中止、役員の変動、その他の関係会社の異動の中止に関するお知らせならびに資金の借入の未実施による子会社発行の新株予約権付社債の買入償還の未完了に関して」の当社の開示を受けて、セノーテキャピタル株式会社の代表取締役岡本武之氏から萩原明氏に直接、平成26年8月1日に連絡がありました。岡本武之氏からは、当初、飲食事業を営む会社の買収案件のご紹介を受け、あわせて当社への出資を検討したいとの意向をいただいております。しかしながら、買収案件については、検討の結果、当社にはやや規模が大きく買収は困難であるとの判断をしましたが、当社への出資の検討のみを依頼しましたところ、純投資目的であれば検討するとの回答を受けました。そこで、今回、セノーテキャピタル株式会社に、当社の増資引受先の紹介を依頼し、岡本武之氏に当社の事業および現況についてご理解をいただき、セノーテキャピタル株式会社が無限責任組合員を務めるセノーテ4号投資事業有限責任組合を平成26年8月20日に新たに組成し、新株式および新株予約権の引受先とすることといたしました。

なお、加賀美郷氏においては、長らく当社の主要株主であったため、以前より資金調達に関してもご相談させていただいており、新株予約権の一部引受けを平成26年7月30日にお願いしたところ、了解いただいております。

(4) 債務超過の解消と連結売上高1億円以上とすることによる上場廃止の回避と、収益基盤の確立および財務体質の改善

本件第三者割当により、以下の施策を実行することで、上場廃止を回避し、かつ、継続企業的前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況の存在の原因の解消を目指します。

(a) 債務超過による上場廃止リスクの回避と財務体質の改善策

以下のとおり、本新株式の発行により債務超過を解消し、また本新株式の発行における金銭出資による資金調達により借入金の一部を返済するとともに、残存することとなる戸田泉氏からの借入金の一部については、平成26年12月29日まで返済期限を繰延し、同日までに返済することとします。

なお、平成26年9月3日時点の借入金の内訳は以下のとおりです。

<借入金一覧表>

RMP社

	借入先	借入日	金額 (円)	返済期日	利率	返済日 (予定日)	返済済 金額 (円)	返済元利 合計金額 (円)
①	RMP社	H26. 3. 31	117,746,681	H26. 6. 30	6.00%	H26. 9. 30	0	122,443,643
②	RMP社	H26. 3. 31	35,877,917	H26. 6. 30	6.00%	H26. 9. 30	0	37,309,101
③	RMP社	H26. 3. 24	10,000,000	H26. 6. 30	6.00%	H26. 9. 30	0	10,412,053
④	RMP社	H26. 4. 24	8,000,000	H26. 6. 30	6.00%	H26. 9. 30	0	8,288,875
⑤	RMP社	H26. 5. 20	12,300,000	H26. 6. 30	6.00%	H26. 9. 30	0	12,691,577

⑥	RMP社	H26. 7. 30	12, 900, 000	H26. 9. 16	6. 00%	H26. 9. 30	0	12, 976, 339
当初借入金合計			196, 824, 598					
返済元利合計金額			204, 121, 588					

横田 行夫氏

	借入先	借入日	金額 (円)	返済期日	利率	返済日 (予定日)	返済済 金額 (円)	返済元利 合計金額
⑦	横田行夫氏	H25. 10. 1	11, 000, 000	H26. 6. 30	0. 00%	H26. 9. 30	5, 880, 460	5, 119, 540
当初借入金合計			11, 000, 000					
返済元利合計金額			5, 119, 540					

戸田 泉氏

	借入先	借入日	金額 (円)	返済期日	利率	返済日 (予定日)	返済済 金額 (円)	返済元利 合計金額
⑧	戸田泉氏	H26. 3. 31	52, 363, 808	H26. 6. 30	6. 00%	H26. 12. 29	0	54, 452, 621
⑨	戸田泉氏	H26. 3. 31	18, 614, 053	H26. 6. 30	6. 00%	H26. 12. 29	0	19, 356, 573
⑩	戸田泉氏	H26. 3. 31	37, 167, 028	H26. 6. 30	6. 00%	H26. 12. 29	0	38, 649, 635
⑪	戸田泉氏	H26. 8. 21	17, 000, 000	H26. 12. 29	6. 00%	H26. 12. 29	0	17, 039, 122
当初借入金合計			125, 144, 889					
返済元利合計金額			129, 497, 951					

- 注) 1. 上記①②⑧⑨⑩の借入に関しては、平成26年3月31日に借入先と協議の結果、当初の返済期日（平成26年3月31日）を平成26年6月30日に延長しております。詳細に関しては平成26年3月31日付「資金の借入期間の延長に関するお知らせ」をご参照ください。また、⑧の元本52,363,808円のうち、本新株式の発行により調達した資金の一部より30,000,000円を返済し、その元本残金22,363,808円および⑨、⑩の債務は本日別途開示の「資金の借入期間の延長及び営業外費用の発生に関するお知らせ」に記載のとおり、平成26年12月29日まで返済期限を繰延いたします。
2. また、本日別途開示の「資金の借入れに関するお知らせ」でお知らせしておりますが、本日付で戸田泉氏より3,304,800円の借入をしており、その借入金につきましては、上記、表には記載しておりません。詳細につきましては、3. (1) 注2をご参照ください。
3. 横田行夫氏は当社連結子会社のデザート・ラボの従業員であります。当初、短期での借入れの予定であったため利息に関しては協議のうえ0.0%に設定いたしました。なお、横田行夫氏と戸田泉氏およびRMP社らとの間に特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

(i) D E S

当社は、期限の利益を喪失しておりますRMP社に対する上記借入金一覧表の①から⑤までの借入債務約191,145千円（元本額約183,924千円、これに対する利息約2,635千円、および平成26年7月1日から同年9月3日までの遅延損害金約4,585千円）、および平成26年7月30日付で借入れた上記借入金一覧表の⑥の借入債務約12,976千円（元本額12,900千円およびこれに対する平成26年8月31日までの利息約76千円）の合計約204,121千円のうちの200,520千円につきD E Sを行います。

(ii) 横田行夫氏からの借入金の返済

デザート・ラボの従業員であります横田行夫氏からの借入金残高約5,119千円（上記借入金一覧表の⑦）につきましても、当社は、現在、期限の利益を喪失している状況です。そこで、財務体質改善のため、本新株式の発行における金銭出資による調達額の一部を当該借入金全額の返済に充当します。

(iii) 戸田泉氏からの借入金の返済

戸田泉氏からの借入金の一部である上記借入金一覧表の⑧から⑩までの借入金(残高約約112,458千円)につきましても、当社は、現在、期限の利益を喪失している状況であり、財務体質改善のため、本新株式の発行における金銭出資による調達額のうち30,000千円を当該借入金の一部の返済に充当いたします。

なお、当該返済後の戸田泉氏からの借入金の残額(残高約99,497千円)につきましても、下記(iv)に記載のとおり返済期限の繰延をいたします。

(iv) 借入金の返済期限の繰延

平成26年9月3日時点において期限の利益を喪失しておりました戸田泉氏からの借入金の一部である上記借入金一覧表の⑧から⑩までの借入金(借入残高約112,458千円)につきましても、本日別途開示の「資金の借入期間の延長に関するお知らせ」でお知らせしましたように、本新株式の発行における金銭出資による調達額の一部である30,000千円を当該借入金の一部の返済に充当することとし、借入金の残額(平成26年8月21日実施分の17,000千円を合わせて約99,497千円)につきましても、平成26年12月29日まで返済期限を繰り延べる旨合意しております。

(b) 連結売上高1億円以上とすることによる上場廃止リスクの回避と収益基盤の確立

以下のとおり、当社は、デザート・ラボの売上高の当社グループへの取り込みを確保し、同事業および太陽光発電に係る事業を強化するとともに、運転資金を確保することにより、当社グループの収益基盤を確立していくことを目指します。

(i) デザート・ラボの新株予約権付社債の買入消却

上記(2)(d)に記載のとおり、現在、デザート・ラボの発行済株式数は500株(議決権数は500個)ですが、同社が発行した第1回無担保新株予約権付社債に付された新株予約権は、平成25年10月1日より行使可能な状態にあり、仮に当該新株予約権が行使された場合のデザート・ラボの発行済株式数は4,500株(議決権数は4,500個)となります。その場合には、当社のデザート・ラボに対する議決権割合が11.11%となり、デザート・ラボは当社の連結対象から除外されることとなります。その結果、当社グループの連結ベースでの売上高等が減少し、上記(2)(c)記載の平成26年9月期の連結売上高が1億円を下回り上場廃止となるリスクが高まることとなります。そこで、かかるリスクを回避するために、本新株式の発行における金銭出資により調達した資金により当該新株予約権付社債の買入消却を実施いたします。

(ii) デザート・ラボの事業の強化

連結子会社でありますデザート・ラボは、現在直営店が1店舗(神戸)、FCが1店舗(港北)と、当初想定しておりました多店舗展開、FC契約店舗の増加についても厳しい状況でありました。これは、足元の売上が厳しい状態が続く、余裕資金がない状況の中、ショッピングセンターへの出店の際に発生する保証金等が多額になること、設備投資額が多額になること、また、FC契約においても、直営店舗が少ないためFC契約する魅力がないことなどが原因でありました。

このような状況の中、デザート・ラボは、平成25年5月に当社連結子会社となり、月額の販売費および一般管理費が約4,900千円であります。現状の年間売上総利益を差し引いたとしても、年間運転資金としては、概ね約40,024千円が必要な状態であります。

そのため、本新株式の発行による調達額のうち約40,024千円をデザート・ラボの運転資金に充当する予定であります。

なお、デザート・ラボは、上記のとおり、直営店1店舗、FC店が1店舗であることから、売上規模が小さいことから、1年間の営業資金を獲得することができておりません。しかしながら、デザート・ラボの販売するソフトクリームは、一般的なソフトクリームと異なり製

造工程、機材等が特殊であり、具体的には原材料には砂糖ではなくはちみつを使用しているため健康的な商品で、通常とは差別化されたソフトクリームであります。この差別化されたソフトクールの商品価値を高めていく上で、長期的には、多店舗展開及びF C店の増加を目指していきます。これにより、材料等の仕入単価の逡減や広告宣伝費等の販売促進費の効率的な支出により、各店舗の収支の改善を図ることができると考えております。

また、デザート・ラボの扱うスイーツは、ソフトクリームが主体であり、季節により売上に変動があるなど、不安定な売上で推移しているため、今後、季節に左右されない商品開発が急務であります。当社としましては、当社グループとともに本新株式の割当予定先であるRMP社の協力のもと、外部飲食事業会社の紹介などにより、外部飲食事業会社との間で主要商品であるソフトクリームとのコラボ企画を強化し、必要最小限の費用での商品企画による売上の確保を図っていきたくと考えております。デザート・ラボの販売するソフトクールの商品価値を広く知っていただける機会を、上記コラボ企画で強化し、認知度を高めることが重要であると考えております。

これらのもと、今後の事業展開に繋げ、デザート・ラボの扱うスイーツについて商品としての魅力を強化し、その収益を高めることにより、当社グループの企業価値も高まるものと考えていることから、デザート・ラボの事業を継続して運営していきたいと考えております。

なお、上記コラボ企画に関しての費用は上記運転資金には入っておりません。なお、現時点では未定ですが、今後、上記コラボ企画に関しての費用を調達する必要がある場合には、その時点における当社の財政状態および経営成績を踏まえた適切な方法で資金調達する可能性があります。

(iii)株式会社アジェットクリエイティブによる太陽光発電所の工事請負業に係る運転資金および太陽光事業の強化に伴う事業資金

当社は、平成26年7月30日付「子会社の代表取締役の異動、商号変更および新規事業開始のお知らせ」にてお知らせしておりますが、現在、RMP社の100%子会社である吉見建設は、太陽光パネルの小規模分譲型ソーラーに関する設備機器販売、設置工事の請負および電力会社への電力販売に関する権利の売却を主とした事業を行っており、当社グループも、RMP社を通じて、そのノウハウの指導等を受け、太陽光事業の設備機器販売および設置工事の請負を主とした事業を新たに開始しております。

現在、世界のエネルギー市場は、温室効果ガスであるCO₂の削減や将来的なエネルギー供給の安定化など、化石燃料の利用を抑え、より安全でクリーンな再生可能エネルギーの拡大が高まってきております。

そのような状況下、太陽光事業はこれらの問題解決の中心的な事業であり、特に我が国では、福島第一原子力発電所事故の経験もあり、エネルギー政策における代替エネルギーへの転換が急務であります。また、平成24年7月1日に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下、「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）が施行され、さらに太陽光事業が注目され、多くの企業が参入を開始しております。RMP社の関連企業が手掛ける太陽光事業も、平成24年度からと早い段階から開始しており、既に現在全国に約180カ所の発電所用地を取得または賃貸借契約の合意をしております。

当社連結子会社であります株式会社アジェットクリエイティブ（以下、「アジェットクリエイティブ」といいます。）では、吉見建設のもつノウハウの指導を受けることにより営業力の強化を図っており、また、太陽光パネル等の機材の仕入先の紹介を受けることにより、仕入価格の優位性を見出すことができます。現在も太陽光パネルの小規模分譲型ソーラーに関する設備機器販売および設置工事の請負に関する契約獲得に向けた活動を強化しております。そこで、本新株式の発行における金銭出資により調達する資金のうち41,000千円を、アジェットクリエイティブによる太陽光事業に関する設備機器販売および設置工事の請負事業の資材として必要な太陽光パネル等の購入費用に充当する予定であります。具体的には、太陽光パネルおよびパワーコンディショナの購入（1基、約8,000千円×5基）を予定して

おります。

なお、太陽光事業に関する設備機器販売に関しましては、現在事業を開始しておりますが、太陽光事業に関する設置工事の請負事業を行うにあたって、建設業許可を東京都知事より、受ける必要があります。

このため、平成26年9月4日現在では、平成26年9月中旬頃、東京都知事に対し、建設業許可申請書を提出し、その後、平成26年10月中旬頃、建設業許可が下りた後、太陽光事業に関する設置工事の請負事業の営業活動を行っていく予定であります。申請書の提出時期や許可に関する審査状況によって営業開始が遅れる可能性があります。

また、下記3.(3)記載のとおり、アジャットクリエイティブは、太陽光パネル等を購入・設置し、新たに低圧での売電を行うことも予定しております。

(5) 本新株式および本新株予約権の第三者割当を選択した理由について

第三者割当の手法を用いた理由といたしましては、当社の財務状況や株式の取扱状況からしても必ずしも十分な流動性を確保できない状況等を考えると一般公募は現実的では無く、銀行その他からの運転資金の借入は当社の財務状況では現実的に不可能でした。また、借入では債務超過の解消を行うことができないため、第三者割当の手法になりました。

まず、新株式の発行により、当社が現在抱える上場廃止リスク（債務超過の解消、売上高の1億円以上の達成）、借入金に係る期限の利益の喪失等のリスクを解消することが最大の目的であります。

前述のとおり、新株式の発行により、一定の額を速やかにかつ確実に調達することにより、上場廃止リスクを回避し、その上で当社グループの成長戦略および安定的な収益基盤の確立ならびに資金需要の必要性等を理解していただき、新規事業に要する資金を調達するための新株予約権を引き受けていただけるとの意向を割当予定先から受けました。

株主の皆様にとっても、現状の課題を解消し、調達資金で事業基盤の強化を図るためには本件第三者割当は有効であり、将来の業績向上や株価への貢献により既存株主様の利益にもつながるものと考え、本新株式および新株予約権の発行による発行数量および希薄化の規模は一定の合理性を有しているものと判断致しました。

ただし、本件第三者割当は大規模なファイナンスであるため、株価下落リスクは通常の規模のファイナンスに比べ高いものになります。株価下落リスクへの対応策としましては、本件第三者割当による債務超過の解消および調達した資金を上記のとおり実行することにより事業の安定化を図り、1株当たりの利益・価値を高める以外に方法は無いと考えております。

(6) 株式会社東京証券取引所による公表措置および改善報告書の徴求について

(a) 公表措置および改善報告書の徴求

当社は、平成25年9月期末において債務超過に転落したことから上場廃止の猶予期間中にあり、平成26年9月期末においてこれを解消する必要がある中で、平成26年7月14日付「資金の借り入れ、借入金返済および営業外費用の発生に関するお知らせ」および同日付「第三者割当により発行される新株式（金銭出資およびデット・エクイティ・スワップ）および第7回新株予約権の発行並びに主要株主である筆頭株主の異動、その他の関係会社の異動に関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、その解消が見込まれる第三者割当増資およびその前提となる借入れの実施等を開示するにあたり、事実と異なる開示を行うとともに、開示直後に一部については過去の開示を訂正すべき事実を把握していたにもかかわらず、速やかに訂正開示を行っておりませんでした。

また、当社は、上記以前においても、不適切な開示を繰り返していたことにより、平成26年8月22日、株式会社東京証券取引所より、有価証券上場規程第508条第1項第1号に基づき公表措置が実施され、有価証券上場規程第502条第1項第1号に基づき改善報告書の徴求措置を受けることとなりました。

(b) 改善報告書の骨子について

当該改善報告書は、当社において現在検討・策定中ではありますが、その骨子については、以

下のとおりとなります。なお、当該改善報告書については株式会社東京証券取引所に提出次第開示させていただきます。

今回の不適切な開示が行われた原因としまして、以下の点が挙げられます。

- (i) 割当予定先であった合同会社アイランドインベストメントから当社に対し、送金手続きが遅れている旨の報告がなされた時点で、当社マニュアル上招集すべきであった情報開示委員会が招集されず、開示の要否について検討がなされなかった点。
- (ii) 経営支援本部の人員不足により、合同会社アイランドインベストメントからの入金に関する事実関係の確認作業を行わず、また振込伝票等の証跡等の入手を行わなかった点。また、財務担当執行役員による借入金の入金の事実関係の確認の指示もなされていない点。
- (iii) 重要な情報の取り扱いについて、役職員の情報の共有化がなされていなかったため、開示前に合同会社アイランドインベストメントから入金ができない旨の連絡を受けておりましたが、情報取扱責任者等へ速やかに情報の伝達がなされなかった点。
- (iv) 情報開示委員会の構成員は、適時開示の要否を判断する役割がありましたが、その適時開示に関する認識が不足しており、合同会社アイランドインベストメントから7月14日中の当社への入金がなされない旨の連絡を受けたものの送金手続きだけでも14日中に完了していれば、入金が翌日であっても借入が実施された旨の開示の訂正は不要であると誤った認識をしていた点。また、15日にも入金がされなかった状況においても、訂正開示は未入金の理由を確認した後でなければならないと誤った認識をしていた点。
- (v) 当社は、必要に応じて、外部のアドバイザーである会計事務所等に情報の開示に関するアドバイスを受けることができますが、未入金の実態については、外部のアドバイザーに情報が伝達されておらず、外部のアドバイザーとの情報の共有化ができていなかった点。
- (vi) 当社は、アイランド株式会社に対し、面談等を行っておらず、開示直前に資金の拠出の意思及び拠出される資金の確保ができていないかの事実関係の確認及び証跡等の入手による確認を行わなかった点。また、合同会社アイランドインベストメントが増資の割当先として選定された経緯について、その事実関係の確認を適切に行わなかった点。

これらの上記問題点につき、当社は、①情報取扱責任者への情報伝達の遅れおよび情報開示委員会の速やかな開催ができなかった点を踏まえて、適時開示に関する業務フローの見直しおよび業務フローを全社的に周知徹底すること、②情報取扱責任者による借入れの実施時期を誤って認識していた点については、会社運営における全般的なスキルを向上するために、外部のセミナーへの参加および当該セミナー資料に基づいて社内での資料の共有を行っていくとともに、その内容の理解に努めてまいります。③組織体制の人員不足によって、業務が集中していることにより、必要な業務フローが実施されていないことから、人員体制の見直しと早期の人員の採用を図っていきます。④第三者割当増資等の割当先についてその提案者のみならず、実質的な資金提供者と面談する機会を設け、直接資金を拠出していただく目的、純投資以外の株式の取得を目的としたならばその保有方針を確認することといたします。また、払込資金を担保するため、今後は、原則として、払込期日までに、第三者が管理する別口座を準備し、払込期日以前に確実に払込資金を確保・確認できることとしたいと考えております。

(c) 本件第三者割当に関する改善策の内容および実施状況について

上記(b)に掲げた改善策のうち、本件第三者割当に関連し、④の内容の改善策を行っており、その状況は以下のとおりです。

今回の第三者割当増資に関し、セノーテ4号投資事業有限責任組合および一般社団法人都市再生支援機構の主要な出資者に対し面談または電話でのインタビューを行い、資金を拠出いただく目的を確認しております。

また、実質的な資金拠出者につきましては、一般社団法人都市再生支援機構に関しては、その資金の拠出元の状況を書面において確認しております。また、セノーテ4号投資事業有限責任組合につきましては、その組合契約を確認しております。

割当予定先の保有方針については、各割当予定先から、その保有方針を記載していただいた書面を提出していただいております。

セノーテ4号投資事業有限責任組合および一般社団法人都市再生支援機構による払込資金

につきましては、サーバントラスト信託株式会社（本店は大阪市北区所在、代表取締役は岡本雅秀氏。信託業法に基づく管理型信託業登録を行っている。近畿財務局長（信3）第5号。受託者。以下「サーバントラスト信託」といいます。）が管理する口座にて、その全額を管理し、その入金の確認を平成26年9月4日に確認することにより払込資金の存在を担保いたします。加賀美郷氏については、預金通帳で資金の存在を確認し、かつ、現在の筆頭株主として当社の資金の必要性を理解していることから、別口座を準備せずとも、払込資金を確保・確認できていることから、払込みの実行に懸念はないと判断したため、別口座を準備しておりません。

3. 調達する資金の額、用途および支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
517,000,000円	30,000,000円	487,000,000円

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の発行価額の総額300,000,000円（D E S分の200,520,000円を除く）、本新株予約権の払込金額の総額7,000,000円および本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額210,000,000円の合計額517,000,000円です。
2. 発行諸経費は、セノーテキャピタル株式会社（代表者：代表取締役岡本武之 住所：東京都中央区築地四丁目1番12号）に対するファイナンシャル・アドバイザー費用9,900,000円（セノーテ4号投資事業有限責任組合による本新株式の引受額の5%相当額）および株式会社レナトゥスパートナーズ（代表者：代表取締役大矢寛興。所在地：東京都千代田区丸の内2丁目2番2号）に対するファイナンシャル・アドバイザー費用3,060,000円（一般社団法人都市再生支援機構による本新株式の引受額の3%相当額）、登記費用1,800,000円、割当予定先調査費用1,000,000円、弁護士費用6,000,000円、金銭信託事務費用3,304,800円、新株予約権価値算定費用2,000,000円、臨時株主総会費用等500,000円、証券代行等その他諸費用2,435,200円からなり、合計約30,000,000円を予定しております。なお、当社は、セノーテ4号投資事業有限責任組合および一般社団法人都市再生支援機構からの払込金に関し、両者の指示に基づき払込金相当額をその受託者であるサーバントラスト信託が当社に送金する日の前日までに、サーバントラスト信託に対し、セノーテ4号投資事業有限責任組合に関する金銭信託事務の対価として2,185,920円（消費税込み）、一般社団法人都市再生支援機構に関する金銭信託事務の対価として1,118,880円（消費税込み）を支払うこととなりますが、これを金銭信託事務費用としております。当該金銭信託事務費用の3,304,800円につきましては、割当予定先より本新株式および本新株予約権の発行に係る払込みを受け前に支出する必要があるため、本日別途開示の「資金の借入れに関するお知らせ」でお知らせしているとおり、当該金銭信託事務費用の支払いのために戸田泉氏より平成26年9月5日付で3,304,800円の借入を実施する予定であり、平成26年10月1日に当該借入金額および利息（14,667円）を返済する予定であります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
4. 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合および当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

(2) 本新株式の発行により調達する資金の具体的な用途と支出予定時期

	調達する資金の具体的な用途	金額	支出予定時期
①	RMP社からの借入金の現物出資（デット・エクイティ・スワップ） （借入金は当社運転資金に充当）	(200,520,000円)	平成26年9月30日
②	当社運転資金	117,011,093円	平成26年9月30日～ 平成27年9月30日
③	連結子会社デザート・ラボの運転資金	40,024,162円	平成26年10月～

			平成27年 9月
④	連結子会社デザート・ラボの新株予約権付社債の買入消却	42,745,205円	平成26年 9月30日
⑤	アジェットクリエイティブ運転資金（太陽光発電所の工事請負業）	41,000,000円	平成26年10月末
⑥	戸田泉氏からの借入金返済	30,000,000円	平成26年 9月30日
⑦	横田行夫氏からの借入金返済	5,119,540円	平成26年 9月30日
	合計（①のDES予定の200,520,000円を除く）	275,900,000円	

- (注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理致します。
2. ①記載のRMP社からの借入金は当社運転資金に充当しております。

(a) ①RMP社、⑥戸田泉氏、⑦横田行夫氏からの借入金返済

当社は平成26年9月3日時点で、RMP社、戸田泉氏および横田行夫氏に対して約338,739千円の債務残高があり、そのうち約308,723千円（上記2.（4）(a)の借入金一覧表の①～⑤、⑦～⑩に記載の債権）の債務につき返済期日である平成26年6月30日を徒過したことから期限の利益を喪失している状態にありました。

本件第三者割当は、平成26年9月29日開催予定の本件株主総会での承認を条件とし、平成26年9月3日現在において期限の利益を喪失しておりましたRMP社の借入金の一部（借入残高約204,121千円のうち200,520千円）につきDESを行い、また金銭出資による調達額の一部を横田行夫氏からの借入金（残高約5,119千円の全額）および戸田泉氏からの借入金の一部（残高約129,497千円のうちの30,000千円）の返済に充当いたします。

なお、平成26年9月3日時点において期限の利益を喪失しておりました戸田泉氏からの借入金の一部である上記2.（4）(a)の借入金一覧表の⑧から⑩までの借入金（借入残高約112,458千円）につきましては、本日別途開示の「資金の借入期間の延長及び営業外費用の発生に関するお知らせ」でお知らせしましたように、本新株式の発行における金銭出資による調達額の一部である30,000千円を当該借入金の一部の返済に充当することとし、借入金の残額（平成26年8月21日実施分の17,000千円を合わせて約99,497千円）につきましては、平成26年12月29日まで返済期限を繰り延べる旨合意しております。

なお、（1）（注）2に記載した金銭信託事務費用（3,304,800円）の支払いのために、戸田泉氏より平成26年9月5日付で3,304,800円の借入を実施する予定であり、これについては、上記繰り延べの対象とはならず、平成26年10月1日に当該借入金額および利息（14,667円）を返済する予定であります。

(b) ②当社運転資金

当社の昨年（平成24年10月1日から平成25年9月30日まで）1年間の販売費および一般管理費は、当社単体で月額約12,800千円、年間約154,000千円でありました。

現在、当社が置かれている状況等を踏まえ、昨年の年間販売費および一般管理費の削減に努めておりますが、来期運転資金として、概ね117,000千円必要な状態であります。そのため、当該本新株式の発行により調達額のうち117,011千円を当社運転資金に充当いたします。

(c) ③デザート・ラボの運転資金

連結子会社でありますデザート・ラボは、現在直営店が1店舗（神戸）、FCが1店舗（港北）と、当初想定しておりました多店舗展開、FC契約店舗の増加についても厳しい状況でありました。これは、足元の売上が厳しい状態で続き、余裕資金がない状況の中、ショッピングセンターへの出店の際に発生する保証金等が多額になること、設備投資額が多額になること、また、FC契約においても、直営店舗が少ないためFC契約する魅力がないことなどが原因でありました。

このような状況の中、デザート・ラボは、平成25年5月に当社連結子会社となり、月額の販売費および一般管理費が約4,900千円であります。現状の年間売上総利益を差し引いたとして

も、年間運転資金としては、概ね約40,024千円が必要な状態であります。

そのため、本新株式の発行による調達額のうち約40,024千円をデザート・ラボの運転資金に充当する予定であります。

(d) ④連結子会社のデザート・ラボ新株予約権付社債の買入消却

平成26年9月4日付「子会社発行の新株予約権付社債の買入消却に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、連結子会社であるデザート・ラボは、平成25年5月20日にRMP社に割り当てた第1回無担保新株予約権付社債について、当初、多店舗展開、FC店舗の増加により収益を獲得し、償還する予定でしたが、上記(c)に記載のとおり経営が厳しい状況であることから償還を予定どおり実施できず、今回の本新株式の発行における金銭出資による調達資金をもって、当該第1回無担保新株予約権付社債の買入消却を実施するための費用に充当いたします。

現在、デザート・ラボの発行済株式数は500株（議決権数は500個）ですが、当該新株予約権を行使した場合の発行済株式数は4,500株（議決権数は4,500個）となります。その場合には、当社のデザート・ラボに対する議決権割合が11.11%となり、デザート・ラボは当社の連結対象から除外されることとなります。その結果、当社グループの連結ベースでの売上高等が減少し、平成26年9月期の連結売上高が1億円を下回り上場廃止となるリスクが高まることとなります。既に平成25年10月1日より当該新株予約権の行使期間に入っていることから、当社の経営上のリスクを回避するために、買入消却を実施するものです。

(e) ⑤アジェットクリエイティブ運転資金（太陽光発電所の工事請負業）

当社は、平成26年7月30日付「子会社の代表取締役の異動、商号変更および新規事業開始のお知らせ」でお知らせしておりますが、現在、RMP社の100%子会社である吉見建設は、太陽光パネルの小規模分譲型ソーラーに関する設備機器販売、設置工事の請負および電力会社への電力販売に関する権利の売却を主とした事業を行っており、当社グループも、RMP社を通じて、そのノウハウの指導等を受け、太陽光事業の設備機器販売および設置工事の請負を主とした事業を新たに開始しております。

現在、世界のエネルギー市場は、温室効果ガスであるCO₂の削減や将来的なエネルギー供給の安定化など、化石燃料の利用を抑え、より安全でクリーンな再生可能エネルギーの拡大が高まってきております。

そのような状況下、太陽光事業はこれらの問題解決の中心的な事業であり、特に我が国では、福島第一原子力発電所事故の経験もあり、エネルギー政策における代替エネルギーへの転換が急務であります。また、平成24年7月1日に再生可能エネルギー特別措置法が施行され、さらに太陽光事業が注目され、多くの企業が参入を開始しております。RMP社の関連企業が手掛ける太陽光事業も、平成24年度からと早い段階から開始しており、既に現在全国に約180カ所の発電所用地を取得または賃貸借契約の合意をしております。

当社連結子会社でありますアジェットクリエイティブでは、吉見建設のもつノウハウの指導を受けることにより営業力の強化を図っており、また、太陽光パネル等の機材の仕入先の紹介を受けることにより、仕入価格の優位性を見出すことができます。現在も太陽光パネルの小規模分譲型ソーラーに関する設備機器販売および設置工事の請負に関する契約獲得に向けた活動を強化しております。そこで、新株式発行により調達する資金のうち41,000千円を、アジェットクリエイティブによる太陽光事業に関する設備機器販売および設置工事の請負事業の資材として必要な太陽光パネル等の購入費用に充当する予定であります。具体的には、太陽光パネルおよびパワーコンディショナの購入（1基、約8,000千円×5基）を予定しております。

なお、太陽光事業に関する設備機器販売に関しましては、現在事業を開始しておりますが、太陽光事業に関する設置工事の請負事業を行うにあたって、建設業許可を東京都知事より、受ける必要があります。

このため、平成26年9月4日現在では、平成26年9月中旬頃、東京都知事に対し、建設業許可申請書を提出し、その後、平成26年10月中旬頃、建設業許可が下りた後、太陽光事業に関する設置工事の請負事業の営業活動を行っていく予定であります。申請書の提出時期や許可に

関する審査状況によって営業開始が遅れる可能性があります。

また、アジェットクリエイティブでは、太陽光パネル等を購入・設置し、低圧の売電を行う新規の事業も予定しており、下記（３）記載のとおり、新株予約権の発行および行使により調達する資金を太陽光パネル等の購入に充当する予定です。

（３）本新株予約権の発行および行使により調達する資金の具体的な使途と支出予定時期

具体的な使途	金額（円）	支出予定時期
アジェットクリエイティブによる太陽光事業の強化に伴う事業資金	211,100,000	平成26年10月～平成27年3月

- （注） 1. 上記資金に関しては、新株予約権の行使状況を確認しつつ、必要資金に充当する予定です。
2. なお、新株予約権の発行および行使により資金調達を行うこととしておりますが、当社が想定するとおり本新株予約権の行使が行われなかった場合、資金使途の内容および支出予定時期の見直しを図るとともに、他の資金調達方法を検討いたします。具体的には、当初計画通り進まない場合、太陽光事業に関する事業に遅れが生じる可能性があります。なお、現在検討している太陽光事業の規模が縮小となった場合は、事業計画の見直しを行い、その旨を開示いたします。

当社の連結子会社であるアジェットクリエイティブは、平成26年7月30日付「子会社の代表取締役の異動、商号変更および新規事業開始のお知らせ」でお知らせしましたとおり、現在、RMP社の関連企業が手掛ける太陽光パネルの小規模分譲型ソーラーに関する、設備機器販売および設置工事の請負を主とした事業を開始しております。

上記（２）（e）に記載のとおり、新株式により調達した資金の一部をアジェットクリエイティブによる太陽光発電に関する設備機器販売および設置工事の請負事業の資材として必要な太陽光パネル等の購入費用に充当する予定でありますが、本新株予約権の発行および行使で調達した資金につきましては、アジェットクリエイティブが太陽光発電による売電事業を行うために必要となる太陽光パネル等の購入資金とする予定であります。

具体的には、当社連結子会社でありますアジェットクリエイティブは、前述のとおり、太陽光パネルの小規模分譲型ソーラーに関する、設備機器販売および設置工事の請負に関する契約獲得に向けた活動を強化するとともに、自身も太陽光パネル等を購入・設置し、低圧での売電事業を行うことを予定しております。

売電事業に関しましては、本日別途開示しております「子会社における新たな事業の開始に関するお知らせ」にも記載しておりますとおり、太陽光事業は、再生可能エネルギー特別措置法の施行により、一般事業者が太陽光発電所を運営し、発電した電力全量買取制度により電力会社へ20年間固定の価格（太陽光（10Kw以上）の場合、平成24年度参加者は40円＋税、平成25年度参加者は36円＋税、平成26年度参加者は32円＋税）で販売できる事業です。これにより太陽光発電所事業は、安定的な収益につながる事業として期待できます。

RMP社の100%子会社である吉見建設は、本件事業に必要な再生可能エネルギー発電設備の認定の通知を経済産業大臣より通知を受けているところ（認定日は用地毎に異なります。）、当社連結子会社でありますアジェットクリエイティブは、吉見建設より、吉見建設が太陽光発電設備を設置するものとして経済産業省に申請し、また電力会社へ太陽光発電からの電力販売に関する申込みを行っている1Kwh当たり36円の売電価格としての権利を譲り受けた上で、太陽光発電設備を設置し、電力会社へ電力を販売していく予定です。

吉見建設は、電力会社への電力販売に関する権利を売却することを事業目的の一つとしており、吉見建設が市場価格等を勘案した一般的取引条件にてアジェットクリエイティブへ権利を譲渡いたします。

アジェットクリエイティブは、自ら申請をした場合、売電価格が32円となってしまうこと、新たな土地の取得に時間がかかることから、吉見建設より権利を譲り受けることといたしました。

現在、太陽光パネルを設置する場所につきましては、RMP社の関連企業が所有または賃借する、鹿児島県の約15カ所を予定しており、当社連結子会社のアジェットクリエイティブは、当該

土地を賃借または取得した上で、約15基の太陽光パネル等を購入・設置し、平成26年11月より順次売電を開始する予定であります。今回の太陽光発電は、1kwh当たり36円の売電価格を予定しており、15基が同時に稼働した場合、月額391万円の売上高を見込んでおります。また、これに係る費用としましては、グリーン投資減税を考慮し、初年度に太陽光発電所の設備に関して即時償却を行うことから、初年度に15基が稼働したと仮定した場合には、太陽光発電を開始した事業年度においては、187百万円の損失を計上するものの、翌事業年度からは45百万円の黒字となる予定であります。ただ、太陽光発電所の稼働時期によっては、月額の売上高、即時償却による損失の計上額、黒字化予定事業年度や黒字額が異なる可能性があります。

なお、具体的には、1基あたり低圧パネル60KW、パワーコンディショナ49.5KW、ケーブル、台等を1セットとして、1基約14,400千円弱の購入費用を想定しており、15セット分(216,000千円)として必要な資金のうちの一部に本新株予約権の発行および行使で調達した資金(211,100千円)を充当する予定であります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株式および本新株予約権の発行により調達する資金は、上記「3. 調達する資金の額、使途および支出予定時期」に記載の資金に充当することで、当社グループの現在抱える上場廃止基準等のリスクを解消し、新たな取組みを開始している太陽光事業の強化により、事業収益基盤の安定的な確立を目指すとともに、中長期的な視点からも株主価値の向上にもつながるものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行価額および行使価額の算定根拠

(a) 本新株式の発行価額

本新株式の発行価額につきましては、本件第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日(以下、「直前営業日」といいます。)の終値(56円)から46.43%ディスカウントの30円に決定致しました。

本新株式の発行条件におきましては、割当予定先であるRMP社、一般社団法人都市再生支援機構およびセノーテ4号投資事業有限責任組合とそれぞれ交渉してまいりましたが、各割当予定先から前回の第三者割当と同条件である発行価額30円での提示を受けました。

昨年5月から8月までの当社株価の終値は17円から20円で推移していましたが、昨年10月31日の終値では99円、11月29日の終値では94円と急騰し、平成25年12月1日以降平成26年7月30日までにおいては40円から80円台で推移するなど、業績とは連動しない株価の値動きがあり、現在の経営状況を反映した株価では必ずしもないと考えられます。この株価に関しても割当予定先との価格交渉を進めるうえで論点になりました。当社としても、大幅なディスカウントによる有利発行を行うことで、既存株主の利益を毀損する可能性が高いことは十分認識しておりますが、本件第三者割当による調達資金によって事業基盤を確立し、キャッシュフローを改善することで、企業価値向上を実現することが、株主の皆様への利益につながると考えました。また、本新株式の発行と新株予約権の発行および行使による資金調達は今回の割当予定先からの提案であり、債務超過の解消や借入金の返済時期など時間的制約があり、他の候補先と交渉することは時間的にも厳しいと判断し、発行価額30円という条件で同意するに至りました。

なお、本新株式の発行価額(30円)は、直前営業日から1ヶ月遡った期間の終値の単純平均値(55.39円)に対して45.84%のディスカウント、直前営業日から3ヶ月遡った期間の終値の単純平均値(62.51円)に対して52.01%のディスカウント、直前営業日から6ヶ月遡った期間の終値の単純平均値(55.26円)に対して45.71%のディスカウントを行った金額となり、日本証券業協会の定める第三者割当増資の取扱に関する指針等に照らせば、本新株式の発行は有利発行に該当すると判断されることから、本新株式の発行については、平成26年9月

29日開催予定の本件株主総会において、本新株式の発行に関する議案について会社法第199条および第200条に基づき株主の皆様の承認（特別決議）を得ることを条件としております。

(b) 本新株予約権の発行価額および行使価額

本新株予約権の発行価額は、新株予約権の行使期間、行使価額等の新株予約権の内容と、新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価、当社普通株式の価格変動性（ボラティリティ）等を考慮して、第三者算定機関であるライブラ税理士法人（所在地：東京都渋谷区 代表：丸吉 龍一）に価格算定を依頼しました。その結果、一般的な価格算定モデルであるブラックショールズモデルによる算定結果（平成26年9月3日に発行し行使した場合を前提とする。）は、2,613円/個となりましたが、各割当予定先から前回の第三者割当と同条件である新株予約権の発行価額100円（1株当たり1円）、行使価額1株当たり30円での提示を受けました。

当社といたしましては、新株予約権の発行価額を1個あたり100円にすることは上記算定結果を大幅に下回ることから有利発行に当たると判断しておりますが、他方で前述のとおり、直近の株価水準が必ずしも当社の経営状況を反映していないと考えられることも考慮し、上記条件で発行することといたしました。

また、大幅なディスカウントによる有利発行を行うことで、既存株主の利益を毀損する可能性が高いことは十分認識しておりますが、本件第三者割当による調達資金によって事業基盤を確立し、キャッシュフローを改善することで、企業価値向上を実現することが、株主の皆様への利益につながると考えました。また、本新株式の発行と新株予約権の発行および行使による資金調達は今回の割当予定先からの提案であり、債務超過の解消や借入金の返済時期など時間的制約があり、他の候補先と交渉することは時間的にも厳しいと判断したこと、また、当社としても、当社グループが抱える上場廃止リスク、前回の第三者割当を中止した経緯等、様々な要因を考え、発行価額100円および行使価額30円という条件で同意するに至りました。

なお、太陽光事業については現時点で事業計画が存在し、資金需要が見込まれるところ、当社の業績が回復した場合には、さらなる拡大を目指して追加の資金ニーズが発生することが想定され、その際に第三者割当による新株発行手続きを取ると時間がかかるため、本新株式発行と同時に新株予約権を発行しておくことが合理的と考えますが、上述のとおり割当予定先の資金負担を考慮すれば、今回の発行価額に関しては、当社にとって円滑な資金調達を実現するために一定の合理性を有していると判断いたしました。

なお、本新株予約権の発行は有利発行に該当すると判断されることから、本株式の発行については、平成26年9月29日開催予定の本件株主総会において、本新株式の発行に関する議案について会社法第238条および第239条に基づき株主の皆様の承認（特別決議）を得ることを条件としております。

(2) 発行数量および株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

平成26年6月24日現在の当社の発行済み株式総数は32,440,600株で、そのうち議決権を有しない株式619株を除いた株式数は32,439,981株であり議決権数は324,399個であります。本件第三者割当の目的となる株式にかかる議決権数の合計は236,840個（株式数は23,684,000株）となることから、現在の当社の議決権数に対して73.00%の希薄化をもたらすこととなります。

今回の第三者割当の後、保有方針が純投資目的であることを述べているセノーテ4号投資事業有限責任組合および一般社団法人都市再生支援機構は、当社株式や本新株予約権の行使により取得した株式を市場で売却する可能性があります。また、割当日より6ヶ月を経過するまで（以下、「ロックアップ期間」といいます。）は、RMP社は本件第三者割当により取得した本新株式を、加賀美郷氏は本新株予約権の行使により取得した当社株式を、売却その他処分を行わない旨を当社に誓約しているものの、その後は、いずれも、当社株式を売却する可能性があります。これらの売却が市場内で短期間に行われた場合には、当社の過去6ヶ月間の売買高の推移（最大は平成26年3月17日の12,866,400株。最低は同年6月3日の87,000株。百万株台は38取引日）であることに鑑みると、市場で流通する当社株式が一時的に著しく増加し、その結果、当社の株式価格の急激な下落といった悪影響を与える可能性があることは認識しております。

しかしながら、本件第三者割当が行われず、債務超過の解消や連結売上高を1億円以上とする施策を実行できなければ当社株式は上場廃止となり市場における流動性を喪失してしまうことから、上場維持のためには、今期末までに債務超過を解消することと、資金調達によって事業基盤を強化することが最重要課題となっております。また、割当予定先の一部（RMP社および加賀美郷氏）との間では6ヶ月間のロックアップ期間を設定しており、これらに割り当てられた本新株式6,684,000株と本新株予約権に係る当社株式1,000,000株について市場での売却が当該期間において制限されます。また、割当予定先であるセノーテ4号投資事業有限責任組合および一般社団法人都市再生支援機構からは、基本的に短期所有前提の純投資目的による保有ではあるものの、市場への影響を配慮しつつ、売却する方針である旨を伺っております。これらを考慮すると、割当予定先の当社株式の売却による急激な株価の下落の可能性を否定することはできないものの、当社が債務超過の解消と業績回復に向けた施策を着実に実行し、当社株式の売買高が継続して増加するような場合には、急激な株価の下落に配慮しつつ当社株式を売却して頂くことは可能ではないかと考えられます。

これらの課題を解消し、調達資金で事業基盤の強化を図るためには本件第三者割当は有効であり、将来の業績向上や株価への貢献により既存株主様の利益にもつながるものと考えており、本新株式および新株予約権の発行による発行数量および希薄化の規模は一定の合理性を有しているものと判断致しました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名称	株式会社りく・マネジメント・パートナーズ		
(2) 所在地	東京都港区西新橋一丁目1番15号物産ビル別館4階		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役CEO 荻原 明		
(4) 事業内容	経営コンサル業および飲食業		
(5) 資本金	13,000,000円		
(6) 設立年月日	平成19年12月10日		
(7) 発行済株式数	1,300株		
(8) 決算期	11月		
(9) 従業員数	3名		
(10) 主要取引先	-		
(11) 主要取引銀行	株式会社ジャパンネット銀行		
(12) 大株主および持分比率	戸田泉 (100%)		
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	当社株式を1,000,000株保有しております。当社第2位株主であります。		
人的関係	代表取締役CEO荻原明氏は、当社取締役を兼務しております。		
取引関係	当社はRMP社より借入を行っております。また、当社連結子会社のデザート・ラボが発行する第1回無担保新株予約権付社債を、RMP社が引き受けております。この他、RMP社とデザート・ラボとの間でFC契約を締結しております。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(14) 最近3年間の経営成績および財政状態			
決算期	平成23年11月期	平成24年11月期	平成25年11月期
純 資 産	94,299千円	△53,984千円	△234,881千円
総 資 産	1,453,894千円	1,635,562千円	1,516,437千円

1株当たり純資産（円）	72,537.90円	△41,526.40円	△180,677.89円
売上高	37,608千円	42,886千円	51,433千円
営業利益	△62,838千円	△70,777千円	△64,847千円
経常利益	△43,500千円	△76,910千円	△47,209千円
当期純利益	△39,756千円	△129,065千円	△180,896千円
1株当たり当期純利益（円）	△30,581.96円	△99,281.377円	△139,151千円
1株当たり配当金（円）	-	-	-

(1) 名称	一般社団法人都市再生支援機構		
(2) 所在地	東京都千代田区永田町二丁目13番10号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表理事 山下章太		
(4) 事業内容	金銭債権の買取等		
(5) 基金	1円		
(6) 設立年月日	平成23年2月21日		
(7) 発行済株式数	-		
(8) 決算期	1月		
(9) 従業員数	-		
(10) 主要取引先	-		
(11) 主要取引銀行	-		
(12) 社員およびその持分比率	山下章太（100%）		
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	該当事項はありません。		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	該当事項はありません。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(14) 最近3年間の経営成績および財政状態			
決算期	平成24年1月期	平成25年1月期	平成26年1月期
純資産	△282千円	△6,141千円	△8,368千円
総資産	8,826千円	3,242千円	9,361円
1株当たり純資産（円）	-円	-円	-円
売上高	9,195千円	13,921千円	4,956千円
営業利益	△218千円	△5,789千円	△2,158千円
経常利益	△218千円	△5,789千円	△2,156千円
当期純利益	△282千円	△5,859千円	△2,226千円
1株当たり当期純利益（円）	-円	-円	-円
1株当たり配当金（円）	-	-	-

(1) 名称	セノーテ4号投資事業有限責任組合
(2) 所在地	東京都中央区築地四丁目1番12号 ビュロー銀座605号
(3) 設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律
(4) 組成目的	投資事業組合
(5) 組成日	平成26年8月20日
(6) 出資の総額	210,200,000円

(7)	出資者・出資比率・出資者の概要	加藤 勝二 (20.46%) 岡本 武之 (19.98%) 北島 義彦 (14.27%) 宮下 晃男 (14.27%) 斉藤 雅彦 (13.08%)	
(8)	業務執行組合員の概要	名称	セノーテキャピタル株式会社
		所在地	東京都中央区築地四丁目1番12号 ビュロー銀座605号
		代表者の 役職・氏名	代表取締役 岡本武之
		事業内容	ファンドの設立および運営、有価証券への投資
		資本金	100,000,000円
(9)	上場会社と当該ファンドとの関係	上場会社と当該 ファンドとの関係	該当事項はありません。
		上場会社と業務 執行組合員との 関係	該当事項はありません。

(1)	氏名	加賀美 郷
(2)	住所	東京都豊島区
(3)	職業の内容	会社顧問
(4)	上場会社と当該個人との関係	当社株式12,861,400株を保有しており、当社の主要株主である筆頭株主であります。関連当事者に該当いたします。なお、加賀美郷氏は、上記当社株式につきまして、株式会社三井住友信託銀行との間において、株式処分信託契約（契約日：平成26年7月17日、契約期間：平成26年7月17日から平成27年1月16日まで、信託される株式数：12,861,400株）を締結しております。

(注) 当社は、割当予定先の3社、同社の全役員3名および全出資者12名、ならびに加賀美郷氏が暴力もしくは威力を用い、または詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的な利益を享受しようとする個人、法人その他団体（以下、「特定団体等」といいます。）であるか否か、また割当予定先の3社、同社の全役員3名および全出資者12名、ならびに加賀美郷氏が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者機関である株式会社中央情報センター（所在地：大阪市天王寺区生玉目町1-26 代表取締役：安岡 優子）に調査を依頼し、同社の保有する公知情報データベースとの照合を行った結果、平成26年9月19日、21日、26日付けで、同社が保有する公知データベース上には該当が無かった旨の報告を受けております。以上の方法により、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が暴力団等とは一切関係無い事を確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

平成26年7月14日付「第三者割当により発行される新株式（金銭出資およびデット・エクイティ・スワップ）および第7回新株予約権の発行並びに主要株主である筆頭株主の異動、その他の関係会社の異動に関するお知らせ」および平成26年7月22日付「第三者割当による新株式および新株予約権発行の中止、役員の変動、その他の関係会社の異動の中止に関するお知らせならびに資金の借入の未実施による子会社発行の新株予約権付社債の買入償還の未完了に関して」でお知らせいたしましたとおり、前回の第三者割当につきましては、中止となる結果でありました。

その後、改めて、数社の出資者候補との面談を重ねる中で、当社取締役兼RMP社代表取締役である萩原明氏と面識のあった株式会社レナトゥスパートナーズ代表取締役大矢寛興氏から紹介を受けた、かえでキャピタルマネジメント株式会社と協議させていただきました。

株式会社レナトゥスパートナーズ代表取締役大矢寛興氏は、萩原明氏と前職であるSMBC日興証券株式会社(旧 日興証券株式会社グループ)時代からの交流があったことなどから、RMP社にも買収案件を紹介いただいていた関係であり、RMP社が当社に関与した段階から、当社へ新規事業の紹介をいただいております、今回の第三者割当増資についても、投資家を紹介していただきました。

また、株式会社レナトゥスパートナーズと、かえでキャピタルマネジメント株式会社の関係につきましては、資本的関係、人的関係等はなく、株式会社レナトゥスパートナーズがかえでキャピタルマネジメント株式会社に対し投資案件を紹介する等、大矢氏と山下氏が旧知の関係であるとのことです。当社は、平成26年3月末頃より、資本政策および新たなスポンサー先の紹介を大矢氏に依頼し、平成26年4月中旬にかえでキャピタルマネジメント株式会社の代表取締役である山下氏を紹介され、山下氏からは当社の増資を純投資目的で引き受ける旨の提案をいただきました。しかし、当時は、当社が経営にも関与し主体的に新規事業を開始する新たな事業支援スポンサーを探していたため、投資先としては一旦お断りした経緯があります。

しかし、前回の第三者割当の中止以来、まずは債務超過解消のための投資家を時間のない中で探す必要が生じたことから、再度大矢氏を通じて山下氏に平成26年7月28日にお声掛けさせていただいたところ、当社の事業および現況についてご理解いただき、一般社団法人都市再生支援機構は本新株式および本新株予約権を引き受けていただくことになりました。

なお、一般社団法人都市再生支援機構は、代表者であります山下氏個人が全額出資する一般社団法人であります。一般社団法人都市再生支援機構は、山下氏によれば、山下氏個人の資金を投資する法人として設立されたとのことであり、同機構は、従来、債権・有価証券等の買取を中心とした投資を行っており、有価証券投資の一環として、今回の第三者割当増資について、山下氏個人ではなく、一般社団法人都市再生支援機構により行うこととしたとのことです。

一般社団法人都市再生支援機構の投資目的は、純投資であることから当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がなく、可能な限り市場動向に配慮しながら売却を行っていくと伺っております。

また、セノーテキャピタル株式会社は、平成26年7月22日付「第三者割当による新株および新株予約権の中止、役員の変動、その他の関係会社の異動の中止に関するお知らせならびに資金の借入の未実施による子会社発行の新株予約権付社債の買入償還の未完了に関して」の当社の開示を受けて、セノーテキャピタル株式会社の代表取締役岡本武之氏から萩原明氏に直接、平成26年8月1日に連絡がありました。岡本武之氏からは、当初、飲食事業を営む会社の買収案件のご紹介を受け、あわせて当社への出資を検討したいとの意向をいただいております。しかしながら、買収案件については、検討の結果、当社にはやや規模が大きく買収は困難であるとの判断をしましたが、当社への出資の検討のみを依頼しましたところ、純投資目的であれば検討するとの回答を受けました。そこで、今回、セノーテキャピタル株式会社に、当社の増資引受先の紹介を依頼し、岡本武之氏に当社の事業および現況についてご理解をいただき、セノーテキャピタル株式会社が無限責任組合員を務めるセノーテ4号投資事業有限責任組合を平成26年8月20日に新たに組成し、新株式および新株予約権の引受先とすることといたしました。

なお、加賀美郷氏においては、長らく当社の主要株主であったため、以前より資金調達に関してもご相談させていただいております、新株予約権の一部引受けを平成26年7月30日にお願いしたところ、了解いただいております。

(3) 割当予定先の保有方針

(a) RMP社

RMP社は、当社の本新株式の発行により取得する当社株式につきましては、割当日から6

カ月を経過するまでは売却その他処分を行わない旨を書面により確認しておりますが、その後につきましては、当社の株価動向に応じて売却する方針である旨を伺っております。

(b) セノーテ4号投資事業有限責任組合および一般社団法人都市再生支援機構

セノーテ4号投資事業有限責任組合および一般社団法人都市再生支援機構は、本新株式および本新株予約権の行使により取得する当社株式の保有方針につきましては、口頭により、基本的に短期所有前提の純投資目的による保有であることから、当社の株価動向に応じて投資回収を図るために本新株式および本新株予約権を行使して取得した当社株式を市場への影響を配慮しつつ、売却する方針である旨を伺っております。

(c) 加賀美 郷氏

当社の筆頭株主であります加賀美郷氏からは、本新株予約権の行使により取得する当社株式につき、割当日から6ヶ月を経過するまでは売却その他処分を行わない意向であり、その後については、中長期保有を基本としつつ、市場動向等を踏まえて売却処分することもあるとの意向を書面により確認しております。

なお、加賀美郷氏が本日現在保有している当社株式12,861,400株につきましては、平成26年7月25日付で関東財務局長に提出した「変更報告書No.2」に記載のとおり、三井住友信託銀行との間において平成26年7月17日付で株式処分信託契約を締結しております。加賀美郷氏からは、当該株式処分信託契約の締結は、前回中止となった第三者割当（有価証券届出書を平成26年7月14日提出、平成26年7月23日取下げ）により、加賀美郷氏が筆頭株主でなくなることを見込んでいたこと等の理由によるものでしたが、当該第三者割当が中止となったことにより、加賀美郷氏としては筆頭株主としての地位が継続される可能性が高くなったものと判断したため、上記信託銀行にその保有する当社株式の処分を委ねてはいるものの、上記信託契約終了時点で処分未了の当社株式については、引き続き中長期保有を基本としつつ、市場動向等をふまえて売却処分することがあるとの意向を書面により確認しております。

加賀美郷氏に本新株予約権を有利な発行条件で割り当てることおよび当該株式処分信託契約が締結されていることから、株式処分信託契約に基づく処分価格の水準によっては、結果として利益を確定させる効果が生じる可能性があるものの、長期間にわたって、当社の筆頭株主として当社グループへのアドバイス等をいただいていた経緯のほか、上記のとおり保有方針を確認しており、仮に、筆頭株主でなくなったとしても、平成26年9月末までに当社グループとして必要な資金を調達するためには時間は限られており、他の外部の割当先を探す時間的猶予はないことから、当社の事業の状況をご理解して頂いていることや資金力もあることなどから割当予定先といたしました。

なお、本新株式の割当予定先であるRMP社、一般社団法人都市再生支援機構およびセノーテ4号投資事業有限責任組合からは、発行日より2年以内に新株式を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名および住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告する旨、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告する旨および当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約書を受領する予定です。

また、株式に関する譲渡制限はありませんが、新株予約権の譲渡に関しては当社取締役会の承認を要するものとされております。

(4) 割当予定先の払込に要する財産の存在について確認した内容

割当予定先であるRMP社による払込みは、同社の当社に対する金銭債権（貸付金債権、これに係る利息および遅延損害金）による現物出資であり、かかる金銭債権の存在についてRMP社と当社との間に認識の齟齬はありません。

当社は、前回の第三者割当を中止した経緯も踏まえ、本件第三者割当に係る金銭での払込みの確実性を可能な限り確保すべく、今回の割当予定先であるセノーテ4号投資事業有限責任組合および一般社団法人都市再生支援機構に対し、それぞれが割り当てを受けた本新株式の発行価額に

本新株予約権の発行価額を加えた金額（以下「各払込金相当額」といいます。）を本件第三者割当に係る取締役会決議に先立ち、金銭管理信託に信託することを求めました。これを受け、セノーテ4号投資事業有限責任組合および一般社団法人都市再生支援機構（委託者）は、各自、サーバントラスト信託と当社（受益者）との間で、平成26年9月3日付けで金銭管理信託契約を締結しています。当該信託契約に基づき、セノーテ4号投資事業有限責任組合および一般社団法人都市再生支援機構は、それぞれの払込金相当額を受託者名義の銀行口座に振り込んで信託しており、当社は、平成26年9月4日付で、受託者より、委託者である割当予定先から各払込金相当額の入金がされたことを示す当該受託者名義の銀行口座の通帳の写しを受領しております。セノーテ4号投資事業有限責任組合および一般社団法人都市再生支援機構は、平成26年9月29日開催予定の本件株主総会において、新株式および本新株予約権の発行について特別決議による承認が得られた場合には、委託者である割当予定先は、各払込金相当額の当社銀行口座に対する払込みを、受託者に対し指図書を交付することによって指図しなければならないと信託契約に定められています（なお、当社は、当該指示に基づき各払込金相当額を送金する日の前日までに、当社の手元資金によりサーバントラスト信託に対し、セノーテ4号投資事業有限責任組合に関する金銭信託事務の対価として2,185,920円（消費税込み）、一般社団法人都市再生支援機構に関する金銭信託事務の対価として1,118,880円（消費税込み）を支払うこととなります。）。これら措置により、当社としては、セノーテ4号投資事業有限責任組合および一般社団法人都市再生支援機構は、本新株式の発行価額および本新株予約権の発行価額の払込みに係る十分な資金を有しているものと判断しております。なお、一般社団法人都市再生支援機構による信託に係る金銭は代表理事山下氏の自己資金による金銭消費貸借契約に基づく借入金であり、セノーテ4号投資事業有限責任組合による信託に係る金銭は、当該組合に係る組合契約に基づき組合員から出資された金銭であると同っております。なお、セノーテ4号投資事業有限責任組合は、本新株予約権の行使に係る行使価額の払込みについては、今回割り当てられた本新株式を売却した資金により充当する予定であると同っております。また、一般社団法人都市再生支援機構は、本新株予約権の行使に係る行使価額の払込みについては、代表理事山下氏からの金銭消費貸借契約に基づく借入金により充当するものであり、当該契約及び代表理事山下氏の名義の銀行口座の通帳の写しを受領しており、当該預金口座の残高に照らして、本新株予約権の行使に係る行使価額の払込みにつき十分な資金を有しているものと判断しております。

また、加賀美郷氏の財産については、同氏名義の預金口座の写しを受領しており、当該預金口座の残高に照らして、本新株予約権の発行価額の払込みおよびその行使に係る行使価額の払込みに係る十分な資金を有しているものと判断しております。なお、加賀美郷氏からは、当該預金口座に係る資金は、自己資金であると同っております。

7. 募集後の大株主および持株比率

(1) 本新株式割当後の大株主の状況

氏名又は名称	異動前	氏名又は名称	異動後
加賀美 郷	39.64%	加賀美 郷	26.18%
眞下 康久	3.39%	(株)りく・マネジメント・パートナーズ	15.64%
眞下 法久	3.08%	セノーテ4号投資事業有限責任組合	13.43%
(株)りく・マネジメント・パートナーズ	3.08%	一般社団法人都市再生支援機構	6.92%
吉澤 弘晃	1.48%	眞下 康久	2.24%
CBHK S/A PBG CLIENTS SG	1.00%	眞下 法久	2.04%
西田 孝昭	0.87%	吉澤 弘晃	0.98%
坂本 敦	0.77%	CBHK S/A PBG CLIENTS SG	0.66%
立野 新治	0.61%	西田 孝昭	0.57%

有限会社ティーアール商事	0.61%	坂本 敦	0.51%
--------------	-------	------	-------

- (注) 1. 平成26年6月24日現在の株主名簿をもとに、本日までに当社が把握した株式の異動状況および今回の第三者割当増資により発行される本新株式の株式数を加算し割合を計算しております。
2. 上記の割合は、小数点以下第三位を切り捨てて記載しております。
3. 加賀美郷氏は、当社株式につきまして、株式会社三井住友信託銀行との間において、株式処分信託契約（契約日：平成26年7月17日、契約期間：平成26年7月17日から平成27年1月16日まで、信託される株式数：12,861,400株）を締結しております。

(2) 本新株予約権が全数行使された後の大株主の状況

氏名又は名称	異動前	氏名又は名称	異動後
加賀美 郷	26.18%	加賀美 郷	24.69%
(株)りく・マネジメント・パートナーズ	15.64%	セノーテ4号投資事業有限責任組合	19.59%
セノーテ4号投資事業有限責任組合	13.44%	(株)りく・マネジメント・パートナーズ	13.69%
一般社団法人都市再生支援機構	6.92%	一般社団法人都市再生支援機構	8.90%
眞下 康久	2.24%	眞下 康久	1.96%
眞下 法久	2.04%	眞下 法久	1.78%
吉澤 弘晃	0.98%	加賀美郷	0.85%
CBHK S/A PBG CLIENTS SG	0.66%	吉澤 弘晃	0.58%
西田 孝昭	0.57%	CBHK S/A PBG CLIENTS SG	0.50%
坂本 敦	0.51%	西田 孝昭	0.45%

- (注) 1. 平成26年6月24日現在の株主名簿をもとに、本日までに当社が把握した株式の異動状況および今回の第三者割当増資により発行される本新株式の株式数および本新株予約権の行使によって発行される株式数を加算し割合を計算しております。
2. 上記の割合は、小数点以下第三位を切り捨てて記載しております。
3. 加賀美郷氏は、当社株式につきまして、株式会社三井住友信託銀行との間において、株式処分信託契約（契約日：平成26年7月17日、契約期間：平成26年7月17日から平成27年1月16日まで、信託される株式数：12,861,400株）を締結しております。

8. 今後の見通し

本件第三者割当における業績への具体的な影響につきましては、その影響が明らかになり次第、直ちにお知らせいたします。

(企業行動規範上の手続き)

○ 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当（本新株予約権の行使により交付される株式数を含む。以下本項において同じ。）による希薄化率は、本件第三者割当に係る取締役会決議前における当社の総議決権数である324,399個を前提とすると73.00%となり、希薄化率が25%以上となります。既存株主の皆様には大きな影響が生じることに鑑み、本件第三者割当の必要性および相当性について株主の皆様のご承認を得るべく、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の定めに従い、必要な手続きを進めてまいります。

具体的には、本件株主総会に付議する本件第三者割当に関する議案の中で、本件第三者割当の必要性および相当性につきご説明した上で、当該議案が承認されることをもって、株主の皆様のご意思確認をさせていただくことといたします。

9. 最近3年間の業績およびエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

回次	平成23年9月期	平成24年9月期	平成25年9月期
売上高 (千円)	1,984,038	945,788	124,228
経常損失 (△) (千円)	△193,490	△220,589	△225,417
当期純損失 (△) (千円)	△236,720	△21,321	△207,306
包括利益 (千円)	△231,229	△21,321	△207,038
純資産額 (千円)	△107,394	22,143	△146,495
総資産額 (千円)	580,435	199,888	149,851
1株当たり純資産額 (円)	△558.18	0.71	△4.56
1株当たり当期純利益 (円)	△1,230.39	△0.82	△6.80

※当社は、平成25年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき100株の株式分割を実施しております。

(2) 現時点における発行済み株式数および潜在株式数の状況

	株式数	発行済み株式数に対する比率
発行済株式数	32,440,600株	100.00%
現時点における潜在株式数	—	—

(3) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当による新株式の発行(1)

発行期日	平成24年1月24日
発行価額の総額	149,500,000円 (1株当たり14.95円※) 上記全額を現物出資(デット・エクイティ・スワップ)の払込方法によるものとします。
資本組入額の総額	74,800,000円
募集時における発行済み株式数	10,000,000株 ※
当該増資による増加株式数	10,000,000株 ※
募集後における発行済株式総数	29,240,600株 ※
割当先	加賀美郷 8,000,000株※、新日本アルク工業(株)2,000,000株※
発行時における当初の資金用途	運転資金へ充当
発行時における支出予定時期	平成23年12月
現時点における充当状況	運転資金へ充当

② 第三者割当による新株式の発行(2)

発行期日	平成25年5月13日
発行価額の総額	38,400,000円 (1株当たり12円※) 上記全額を現物出資(デット・エクイティ・スワップ)の払込方法によるものとします。
資本組入額の総額	19,200,000円
募集時における発行済み株式数	3,200,000株 ※
当該増資による増加株式数	3,200,000株 ※

募集後における発行済株式総数	32,440,600株 ※
割当先	(株)りく・マネジメント・パートナーズ 3,200,000株※
発行時における当初の資金用途	借入金の返済
発行時における支出予定時期	平成24年2月
現時点における充当状況	借入金の返済

※当社は、平成25年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき100株の株式分割を実施しております。
上記表内の※印部分は、発行期日前に株式分割を実施したものととして標記しております。

(4) 最近の株価の状況

①過去3年間の状況（期末）

	平成23年9月期	平成24年9月期	平成25年9月期
始値	14円	13円	28円
高値	16円	14円	31円
安値	14円	12円	25円
終値	16円	12円	28円

(注) 当社は平成25年10月1日付けで株式分割（平成25年10月1日、1株→100株）を行っております。
上記数字は当該時期に株式分割があったものとして算出した権利落後の価を示しております。

②最近6カ月の状況（月末）

	平成26年 2月	平成26年 3月	平成26年 4月	平成26年 5月	平成26年 6月	平成26年 7月
始値	51円	59円	46円	47円	75円	
高値	52円	59円	52円	47円	81円	
安値	48円	55円	44円	45円	73円	
終値	49円	56円	46円	46円	73円	

③発行決議日前営業日における株価

平成26年8月29日	
始値	
高値	
安値	
終値	

II その他の関係会社および主要株主の異動

1. 異動が生じた経緯

本件第三者割当による新株式の発行に伴い、割当先であるRMP社が、主要株主およびその他の関係会社、セノーテ4号投資事業有限責任組合が主要株主に該当する見込みであります。

2. 異動した株主の概要

異動した株主の概要につきましては、上記I.6.(1)をご参照ください。

3. 異動の前後における当該株主の所有する議決権の数および議決権所有割合

(1) 異動の前後におけるRMP社の所有する議決権の数および議決権所有割合

	属性	議決権の数 (所有議決権割合)			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前 (平成26年9月 4日現在)	—	10,000個 (3.08%)	—	10,000個 (3.08%)	第3位
異動後 (平成26年9月 30日現在)	その他の 関係会社	76,840個 (15.64%)	—	76,840個 (15.64%)	第2位

- (注) 1. 異動前の所有議決権割合は、平成26年6月24日現在の現在の議決権総数324,399個(発行済株式総数32,440,600株から議決権を有しない株式数619株を控除して算出)を基準に算出しております。
2. 異動後の所有議決権割合は、平成26年6月24日現在の現在の議決権総数324,399個に本新株式の発行による議決権数の増加数166,840個を加算した491,239個を基準に算出しております。
3. 所有議決権割合については、小数点第三位を切り捨てして表示しております。

(2) 異動の前後におけるセノーテ4号投資事業有限責任組合の所有する議決権の数および議決権所有割合

	属性	議決権の数 (所有議決権割合)			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前 (平成26年9月 4日現在)	—	一個 (—%)	—	一個 (—%)	—
異動後 (平成26年9月 30日現在)	—	66,000個 (13.43%)	—	66,000個 (13.43%)	第3位

- (注) 1. 異動前の所有議決権割合は、平成26年6月24日現在の現在の議決権総数324,403個(発行済株式総数32,440,600株から議決権を有しない株式数300株を控除して算出)を基準に算出しております。
2. 異動後の所有議決権割合は、平成26年6月24日現在の現在の議決権総数324,403個に本新株式の発行による議決権数の増加数166,840個を加算した491,243個を基準に算出しております。
3. 所有議決権割合については、小数点第三位を切り捨てして表示しております。

4. 今後の見通し

現時点において、本件が当社の業績に与える影響は軽微であると見込んでおります。

以上

(別添)

第三者割当による募集株式の発行要項

- | | |
|---------------------|---|
| 1. 募集株式の種類及び数 | 普通株式 16,684,000株 |
| 2. 募集株式の払込金額 | 募集株式1株につき 金30円 |
| 3. 払込金額の総額 | 金500,520,000円
(上記金額のうち、200,520,000円は現物出資(デット・エクイティ・スワップ)の払込方法によるものです。) |
| 4. 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| 5. 申込期間 | 平成26年9月29日から同月30日 |
| 6. 払込期間 | 平成26年9月29日から同月30日 |
| 7. 募集株式の割当方法 | 特定の第三者に以下のとおり募集株式の割当てを受ける権利を与える。
①株式会社りく・マネジメント・パートナーズ
6,684,000株(現物出資 D E Sによる払込み)
②セノーテ4号投資事業有限責任組合
6,600,000株
③一般社団法人都市再生支援機構
3,400,000株 |
| 8. 払込取扱場所 | 株式会社三菱東京UFJ銀行 梅田支店 |
| 9. その他 | 上記各号については、当社臨時株主総会(平成26年9月29日開催予定)において本株式の募集事項の決定を当社取締役会に委任する議案が承認されること、及び、金融商品取引法による届出の効力が発生していることを条件とします。 |

株式会社アジェット第7回新株予約権発行要項

- 1) 新株予約権の名称 株式会社アジェット第7回新株予約権
(以下、「本新株予約権」という。)
- 2) 本新株予約権の総数 70,000個
- 3) 本新株予約権の払込金額の総額 7,000,000円
- 4) 申込期日 平成26年9月30日(火)
- 5) 払込期日 平成26年9月30日(火)
- 6) 割当日 平成26年9月30日(火)
- 7) 募集の方法 第三者割当の方法により、本新株予約権を
セノーテ4号投資事業有限責任組合 44,000個
一般社団法人都市再生支援機構 16,000個
加賀美 郷 10,000個
に割り当てる
- 8) 新株予約権の目的である株式の種類および数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類および総数は、当社普通株式7,000,000株とする。(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第10項の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額および調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額および調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第10項第(2)号および第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数およびその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- 9) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価

額」という。)は、30円とする。但し、第10項の規定に従って調整されるものとする。

10) 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・} \times \text{1株当たり} \\ \text{処分株式数} \quad \text{払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・} \text{処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合および調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、または当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、平成26年9月29日開催の臨時株主総会の承認に基づき当社普通株式が発行される場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式または取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、および会社分割、株式交換または合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、またはかかる発行もしくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割または株式無償割当てにより当社普通株式を発行する場合
調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がないときおよび株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当てをするときは当該割当ての効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む)または本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む)
調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初の行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 本号①ないし③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があつ

た日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{調整前行使価額により当該} \\ \text{期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)
 - ① 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号④の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

1 1) 本新株予約権を行使することができる期間

平成26年10月1日から平成27年3月31日までとする。

1 2) その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

1 3) 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、平成26年10月1日以降、会社法第273条および第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり100円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新

株予約権の全部または一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

- (2) 当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり100円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

1 4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金および資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

1 5) 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第11項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第18項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第18項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

1 6) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

1 7) 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

1 8) 行使請求受付場所

株式会社アジェット 経営支援本部

1 9) 払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行 梅田支店

2 0) 振替機関の名称および住所

株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 1) その他

- (1) 本新株予約権の発行については、平成26年9月29日開催予定の当社臨時株主総会において第三者割当による本新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する議案が承認されることおよび金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社取締役会に一任する。

以上